

# 著作権行政をめぐる最新の動向について



文化庁著作権課

吉田 光成

# 1. 令和3年著作権法改正 (図書館関係)

## (1). 図書館関係の権利制限規定の見直し

### 【基本的な考え方】

- 図書館関係の権利制限規定については、従来から課題が指摘されていたところ、今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等によって、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスに係るニーズが顕在化
- 民間事業者によるビジネスを阻害しないよう十分注意しつつ、デジタル・ネットワーク技術を活用した国民の情報アクセスを充実させる必要

### 【制度改正の全体像】

① 絶版等により一般に入手困難な資料  
(絶版等資料)

国立国会図書館によるインターネット送信  
(ウェブサイト掲載) を可能とする

② 一般に入手可能な資料  
(図書館資料)

新刊書など

補償金の支払いを前提に、一定の図書館等で著作物の一部分のメール送信等を可能とする

※ 厳格な要件により正規市場との競合等を防止

## (1). ② 図書館等による図書館資料のメール送信等(第31条第2項等関係)



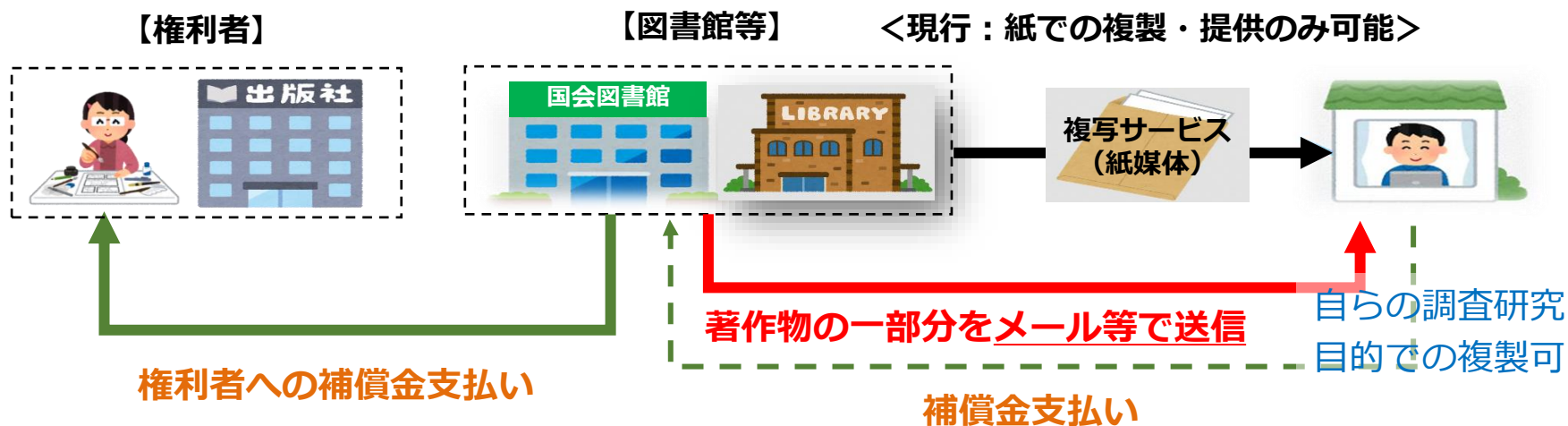
### 【現行制度・課題】

国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等は、利用者の調査研究の用に供するため、図書館資料を用いて、著作物の一部分(「半分まで」が一般的な解釈・運用)を複製・提供(郵送を含む)することが可能

⇒ メールなどでの送信(公衆送信)は不可

⇒ デジタル・ネットワークを活用した簡易・迅速な資料の入手が困難

## (1). ② 図書館等による図書館資料のメール送信等(第31条第2項等関係)



- 権利者保護のための厳格な要件の下で、国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等が、利用者の調査研究の用に供するため、図書館資料を用いて、著作物の一部分（政令で定める場合には全部）をメールなどで送信することができるようにする
- 公衆送信を行う場合には、図書館等の設置者が権利者に補償金を支払うことを求める

# 権利者保護のための厳格な要件設定

## ◆ 正規の電子出版等の市場との競合防止

著作物の種類や電子出版等の実施状況などに照らし「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には、公衆送信を行うことができない旨を規定

(※) 具体的な解釈・運用は、文化庁の関与の下で幅広い関係者によりガイドラインを作成

## ◆ 利用者によるデータの不正拡散等の防止

- 事前に、利用者が図書館等に氏名・連絡先等を登録することを求める  
(※) 登録の際、不正利用防止のための規約への同意を求める。不正利用が判明した場合はサービスを停止
- 図書館等による公衆送信に当たって、技術的措置(コピーガードの付加や、電子透かしによる利用者情報の付加など:省令で具体化)を講ずることを求める

## ◆ 図書館等における法令を遵守した適正な運用等の担保

以下の要件を満たす図書館等のみが公衆送信を実施できる

- A) 公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者を配置していること
- B) 公衆送信に関する業務に従事する職員に対して研修を実施していること
- C) 利用者情報を適切に管理すること
- D) 公衆送信のために作成したデータの流出防止措置を講ずること
- E) その他、文部科学省令で定める措置を講ずること

(※) 上記のほか、関係者間で運用上の詳細なルールが定められることを想定

## 図書館等公衆送信サービスの実施に向けた関係者の動き

実施に当たっては、一元的に補償金の徴収・分配を担う指定管理団体が必要  
また、関係者により具体的な解釈・運用を示すガイドラインを作成する必要

- 令和3年9月、権利者・出版社にて**図書館等公衆送信補償金指定管理団体設立準備委員会**が設立
- 同年10月、図書館等と権利者・出版社が中心となって**図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会**が設置

### <主な検討事項>

- ◇ 送信対象資料に関する事項等
- ◇ 補償金額案の料金体系・水準
- ◇ 特定図書館等、図書館等利用者の要件
- ◇ 図書館等における申請受付から送信・補償金支払等のスキーム

- 令和4年7月頃までに、**ガイドライン**を策定予定
- 令和5年4月頃以降、**サービス**を開始予定

## 2. 授業目的公衆送信補償金 制度について



ICTを活用した教育を推進するため、著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護とのバランスをとった制度。  
**補償金を支払う**ことにより、利用者は「**その他の公衆送信全て**」を**無許諾**で行える。

## 無許諾・無償

(著作権法第35条第1項)

### 複製

対面授業で使用する資料として印刷・配布



複製して配布



(著作権法第35条第3項)

### 遠隔合同授業等のための公衆送信

対面授業で使った資料や講義映像を遠隔合同授業等(同時中継)で他の会場に送信



遠隔地の会場

同時中継



## 無許諾・有償

## (文化庁が認可する補償金)

(著作権法第35条第1項・第2項)

平成30年の改正範囲

### その他の公衆送信全て

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信  
 対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



同時中継



遠隔地の会場

※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合については、別途許諾が必要です。

## 著作権法第35条運用指針の主な内容

授業を目的とする著作物利用についての著作権法の解釈に関するガイドラインを下記のような例示を含めて策定。

用語	対象の例	対象外の例
公衆送信	学外に設置されているサーバーに保存された著作物の送信 多数の履修者等への <b>著作物のメール送信</b>	学校の同一の敷地内に設置されているサーバーを用いて行われる校内での送信 (公衆送信に該当せず、無許諾・無償。)
学校その他の教育機関	幼稚園、保育所、こども園、小学校、中学校、高等学校、大学、公民館、博物館、美術館、図書館 等	<b>営利目的の会社や個人経営の教育施設</b> 企業等の研修施設
授業	講義、実習、演習、ゼミ、部活動、課外活動、学校が主催する公開講座	<b>教職員会議、保護者会</b>
教育を担当する者	教諭、教授、講師、教員等 教諭等の指示を受けて公衆送信を行う補助者	<b>(教育委員会)</b>
授業を受ける者	児童、生徒、学生、科目履修生、受講者等 履修者等の求めに応じ公衆送信を行う補助者	
必要と認められる限度	<b>クラス単位や授業単位まで</b> の数の複製・送信	(ウェブサイト等での一般公開)
著作権者の利益を不当に害する場合	(不当に害する可能性が低い例) ● 採択された検定教科書の当該教科履修期間における複製・公衆送信 ● 短歌や写真等の1著作物の全部の複製・公衆送信	(不当に害する可能性が高い例) ● 学習用の市販のソフトウェアを <b>1ライセンスのみ購入し、児童・生徒に公衆送信</b> ● <b>ドリルや問題集を購入の代替となるような態様で複製・配信</b>

## 初等中等教育における特別活動に関する追補版

初等中等教育における**運動会、文化祭等の特別活動**（学校行事等）においてオンラインを活用したいとの問い合わせが、教育機関設置者や学校から多く寄せられたことに対応するため策定。**運用指針の基本的な考え方を整理しつつ、特別活動で行われる保護者等へのインターネット配信の考え方**の視点を加え説明している。

# 認可された補償金額の概要

## ■補償金の料金体系と金額

### ①学校種別の年間包括料金※1（公衆送信の回数は無制限）

授業目的公衆送信を受ける幼児／児童／生徒／学生1人当たりの額

- 大学 720円（月平均60円）
- 高校 420円（月平均35円）
- 中学校 180円（月平均15円）
- 小学校 120円（月平均10円）
- 幼稚園 60円（月平均 5円）
- 社会教育施設、公開講座等

30人を定員とする1講座・講習を1回の授業として、授業毎に300円

### ②公衆送信の都度支払う場合の料金

1回・1人当たり10円

（対象となる著作物、実演、レコード、放送、有線放送毎）

※前期・後期毎に事後届出、補償金の適正な請求・分配に資する情報の提出

## ■補償金額の算出根拠

著作権等管理事業者が、非営利の教育機関に適用している公衆送信に係る使用料等を参考に算出

※1：学部や学科、学年、クラス別に支払いの有無を区分可能。

人口減などで教育機関の維持が困難な地域に存する教育機関や通信制教育機関、特別支援学校・学級、履修証明プログラムの履修者、科目等履修生については50%減額。

## 授業目的公衆送信補償金の申請状況(2021年12月現在)

【参考】2020年度の届出数は、設置者で1,658件、教育機関数17,906件

※申請済教育機関設置者及び教育機関名をSARTRASウェブサイトにて公表中

	登録設置者件数
国立	92
公立	1,303
私立	1,176
その他	99
合計	2,670

教育機関種別	SARTRASへの登録・申請件数・申請率			
	登録件数	申請件数(a)	文科省統計総数(b)	申請率(a/b)
幼稚園	719	371	9,706	3.8
小学校	15,280	14,944	19,569	76.4
中学校	7,804	7,596	10,161	74.8
義務教育学校	118	114	151	75.5
高等学校	3,984	3,831	5,010	76.5
中等教育学校	45	45	57	78.9
高等専門学校	57	57	57	100.0
大学(短大以外)	717	697	811	85.9
大学(短大)	237	226	326	69.3
特別支援学校	1,071	1,046	1,166	89.7
専修学校	932	809	3,143	25.7
各種学校	57	49	1,108	4.4
幼保連携型認定こども園	87	45	6,287	0.7
合計	31,108	29,830	57,552	51.8

### 分配について

- ① 2021年4～9月までの利用報告依頼を7～8月中に、10～3月分の利用報告依頼を9月中に対象校約1,000校(大学は学部単位)に発送済。**2022年度の利用報告依頼を2022年3月までに発送予定。**
- ② 順次利用報告整備作業に着手しており、**今後分配業務受託団体の決定及び分配作業を行っていく。**

### **3. 海賊版対策について**

# インターネット上の海賊版に対する文化庁の主な対策

## 第1段階

できる  
ことを  
着実に  
実施

著作権教育・意識啓発

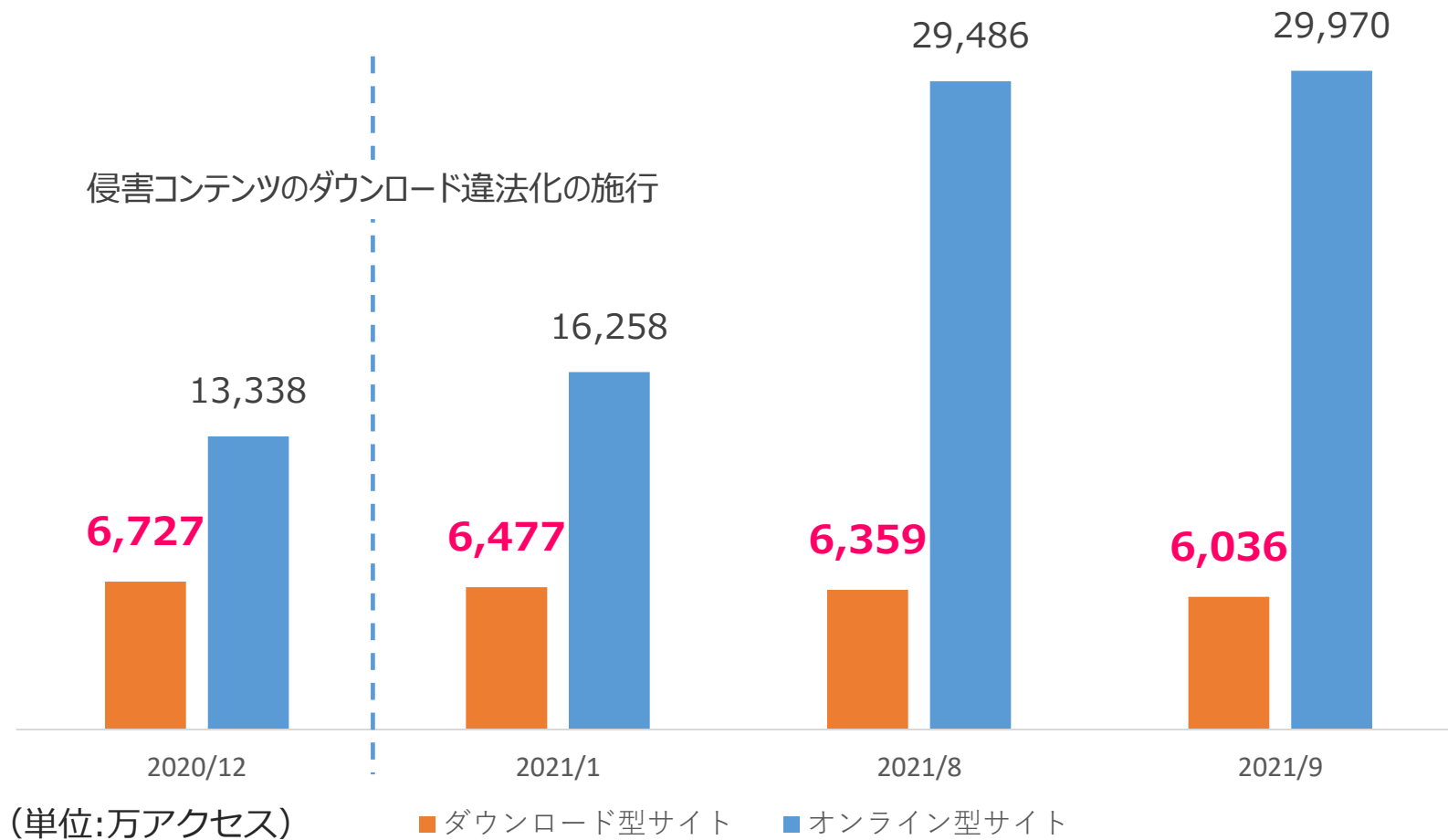
国際連携・国際執行の強化

検索サイト対策

リーチサイト対策、侵害コンテンツ  
のダウンロード違法化

## インターネット上の海賊版の被害の比較(ダウンロード違法化施行前後)

海賊版サイトの上位10サイトのうち、ダウンロード型サイトの月間アクセス数は減少。一方で、オンライン型サイトは大幅に増加。



(一社ABJ調べ/similarwebによる)

ご清聴ありがとうございました